

口座開設に関するご注意事項

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

必ずお読みください

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- 株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合の口座管理料は、料金を頂戴しません。また、外国証券(円建て債、外国投資信託を除きます)をお預かりする場合の口座管理料も料金を頂戴しません。
- 個人のお客様からのご依頼に基づく残高証明書等各種証明書は 1 通あたり 1,050 円(税込)を頂戴いたします。
- フィデリティ証券にご送金いただく際の送金手数料は、お客様にご負担いただきます。出金の際の手数料についてはフィデリティ証券が負担します。
- 上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、投資証券をお預りする場合の口座管理料は無料です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

(商号等)	フィデリティ証券株式会社	(加入協会)	日本証券業協会
(登録番号)	金融商品取引法施行後 3 ヶ月以内に取得いたします。	(主な事業)	金融商品取引業
(本店所在地)	〒105-6019 東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 1 号 城山トラスタワー	(資本金)	32 億 750 万円 (平成 19 年 3 月末現在)
		(設立年月)	平成 12 年 7 月

金融商品取引法は平成 19 年 9 月 30 日施行です。この書面は、金融商品取引法の規定に基づき記載しています。

フィデリティ証券 カスタマー・サービスにご連絡ください。 0120-405-606 (月～金 9:00～18:00)

2007.9